

分収育林に関する一考察

長野・富士里森林事務所 松井 公代

はじめに

一般の国民に資金を提供していただき、必要な森林の整備を行う「分収育林制度」が昭和60年度から実施されている。制度発足以来、長野営林署では、霊仙寺山国有林の飯縄林道沿線のスギ人工林、林齢30年から35年生の箇所を主体に毎年公募を行っている。ここは長野駅から車で1時間と便のよいところで、周囲には霊仙寺湖や野尻湖、飯縄スキー場や飯縄リゾートスキー場、黒姫スキー場などの観光地に恵まれている。契約面積は76ha、契約口数は372口、契約者は349人となっている。

この制度を円滑にすすめていくために、契約者の意識・動向を探り今後の業務推進に資するためアンケート調査を実施した。

1. 調査の時期

平成4年12月に実施した。

2. 調査の対象者

長野営林署管内で分収育林契約を結んでいる323名にアンケートを依頼をし、回答のあった174名（回収率 54%）の意見を集約分析した。

3. アンケート調査項目

- (1) 分収育林応募の動機および周知方法について
- (2) アフターケアの在り方について
- (3) 国有林への要望について

この3点を中心に13項目について行った。

4. 調査の結果

(1) 分収育林応募の動機について

従来中心的にPRしてきた「子や孫のために応募した人」	----	35%
「緑・森林に興味があって」	-----	25%
「国有林への資金協力」	-----	24%

「契約終了時の収入」 ----- 5%
 である。

これを居住地によって違いがあるのではと考えクロスチェックしたところ、
 大都市部の契約者については

「子や孫のために応募した人」 ----- 18%
 「緑・森林に興味があって」 ----- 66%

となり、大都市部に住む人ほど緑資源の保全あるいは自然志向の傾向が見られる。

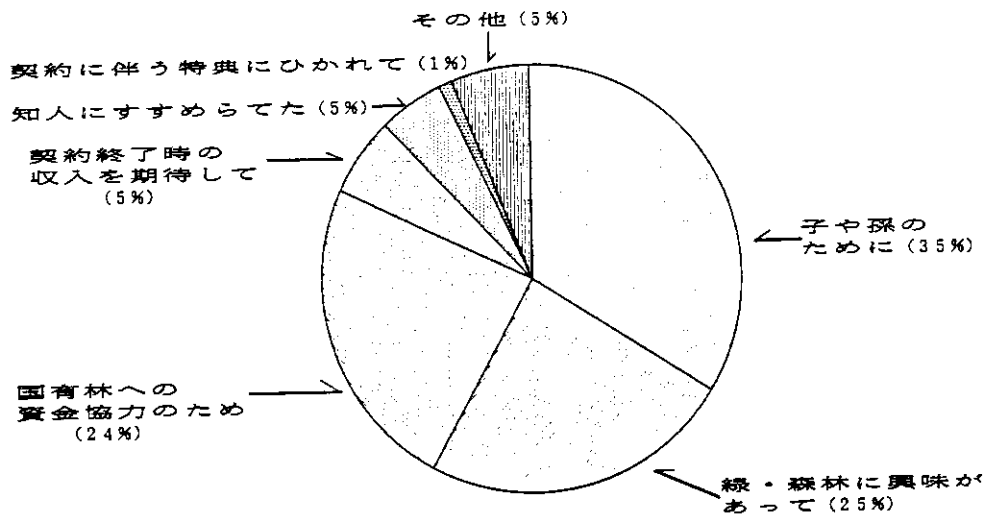


図-1 動機について

(2) 分収育林応募の周知方法について

「新聞・雑誌から」が一番有効で ----- 43%
 「林野庁・局・署の職員から」 ----- 22%
 「知人友人から」 ----- 11%
 である。

なお、大都市居住者では「電車の中吊り広告」を見てと答えた人が多くあった。このことから分収育林について、PRしていくための方法はマスコミを主軸とし、様々な手段を講じる必要があることが伺われる。

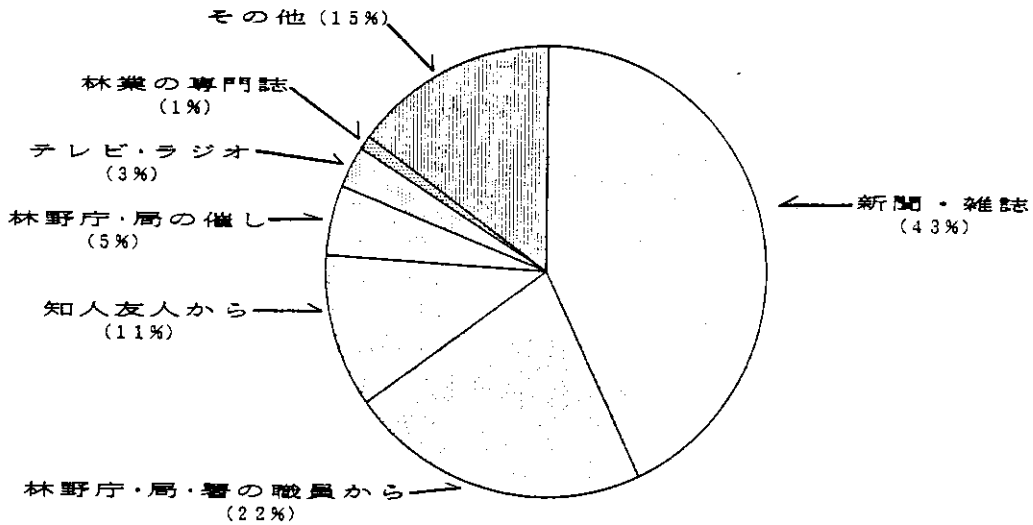


図-2 周知方法について

(3) 現在実施している契約地の「現地案内」について
必要という人が73%である。

ただし、これまで実際に「現地案内」を希望して現地を訪れた人は少数であり、契約前と契約後に訪れた人の割合は半々である。

なお、一度は現地を訪れてみたいという要望はかなりある。

(4) 今後の分収育林応募について

「来年応募したい人」が-----17人-----10%

「数年先に応募したい人」が-----42人-----24%

あわせて34%の人が今後の応募に意欲的であることがわかる。

また、「自分では応募しないが知人にはすすめたい人」-----14%
がいる。今後の勧誘にあたって、契約者にPRすることの重要性がわかる。

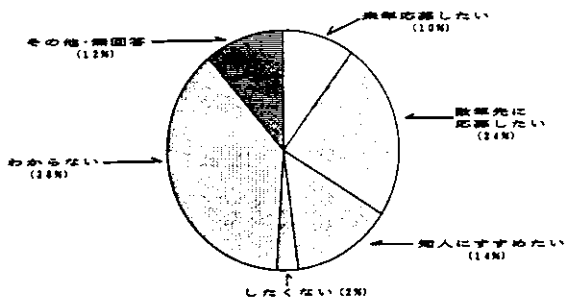


図-3 今後の応募について

(5) 契約地の「成育状況のお知らせ」について

必要と答えた人が91%と圧倒的に多く、要望としてこれ以外にも年に一度程度、近隣の様子や国有林の動向等なんらかのお知らせを期待されている。

(6) 「緑の友の会」について

回答者の加入率は43%で、

満足している人は25%である。

意見の中に総会を兼ねた平日の行事だけでは参加しにくいという声があった。

反面「加入しているが活動状況を知らない」人が27%おり、意外な感が深かった。

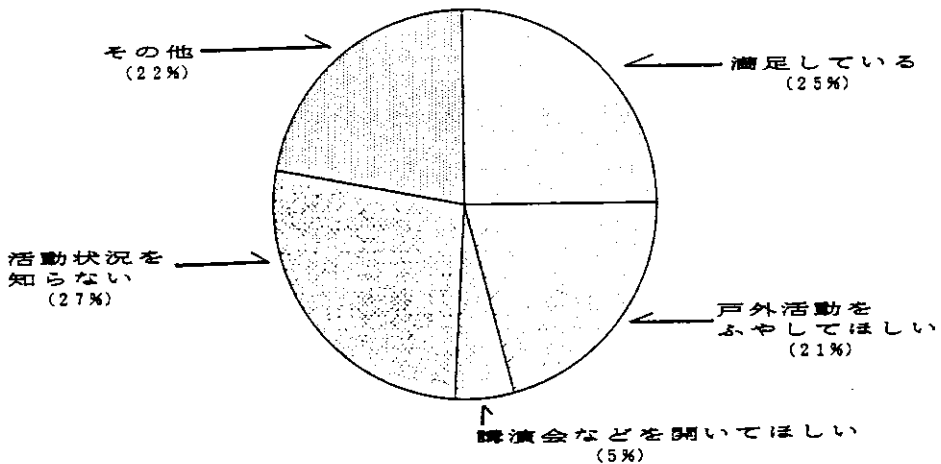


図-4 「友の会」の活動について (加入者のみ)

(7) 分収育林に期待することについて

- 「資金提供とひきかえに将来の収益を期待する」 30%
 - 「国有林の良い山づくりのために」 30%
 - 「国民に森林の興味・理解を得る良い機会」 14%
- である。

- これを「緑・森林に興味があって」分収育林を契約した人について見ると、
- 「国有林の良い山づくりのために」 85%
 - 「国民に森林の興味・理解を得る良い機会」 72%
- である。

このことから一般の国民の森林を大切にしようという意識の変化が伺える。

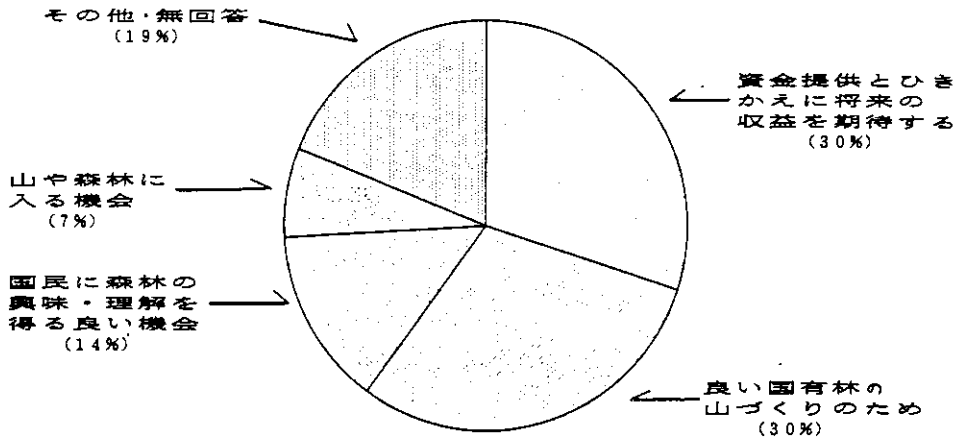


図-5 分収育林に期待すること

(8) 分収育林制度や国有林に要望すること

この項については、それぞれの希望・要望を個別に記載して頂いたところであるが、1つは分収育林制度についての意見、2つはアフターケア等に対する要望、3つは国有林野事業の運営に関する要望の3点に大別される。

ア. 分収育林に関する意見要望の主なものには、

- (ア) 契約期間が15年位のものがあるとよい
- (イ) 小口金額のものも設定してほしい
- (ウ) 広葉樹林の分収育林を企画してほしい
- (エ) 伐期を60年より長く設定してほしい

等がある。

イ. アフターケア等に対する意見要望の中には、

- (ア) 施設の利用に関するもの
- (イ) 分収育林のPRあるいは契約後の状況等に関するもの
- (ウ) 体験林業や森林教室等に関する希望

等が出されている。

ウ. 国有林野事業の運営に関する要望について

- (ア) 緑資源の保全に関するもの
- (イ) 広葉樹造林の希望
- (ウ) 学校教育に林業（体験林業や森林教室等）

を希望する意見等が示されている。

おわりに

今後の分収育林制度をすすめていくうえで、まず1点目として契約者とのコミュニケーションを大切にする。これは、契約者のなかに来年以降の分収育林に応募する希望や、知人に紹介したい意欲のある者がかなりみられること、などを重要視してである。

2点目としては、募集の際には、募集のパンフレットに添えて最近の国有林の様子や近隣の観光地の様子等を紹介したものを送る。これは、契約者のなかに国有林の様子を知りたい希望や、契約地近隣の観光地等を教えてほしいなどの希望があるので、これらを送ることによりさらに有効な結果が得られるのではないかと思われる。

3点目として、森林のはたす役割や重要性をPRする。これは、動機や期待、要望の欄から、国有林を含む森林全般に関心をもち、環境保全の面から健全な森林づくりを希望している人も多いからである。

これらのことから分収育林制度を今後とも推進していくためには、契約者とのコミュニケーションの一層の充実、公募のPRの方法・手段の工夫、契約者をはじめ一般の人々に、森林の持つ役割の重要性を理解して頂くための広報の充実を図る必要がある。

今後は、この成果に基づき、分収育林制度の一層の拡大に努めて参りたい。

最後に、このアンケート調査にご協力いただいた方々に感謝いたします。